

# 障がい者スポーツ普及にむけて

## ～体育教育現場の観点から～

順天堂大学 工藤ゼミナール A

(○落合貴史、佐々木和子、松本優奈、服部史歩、作間隆央、石川真実)

### 1. 緒言

障がい者スポーツとは、身体障がいや知的障がいなどの障がいのある人が行うスポーツのことで、既存のスポーツを障がい者も楽しめるようにアレンジしたものや、障がい者のために独自に考案されたものがある(小林, 2012)。イギリス・ドイツなどの諸外国では、施設の使用や教育現場などで障がいの有無にかかわらず、社会に積極的に参画ができるような環境づくりが進んでいる。イギリスでは、障害者差別禁止法改定により、各施設のスポーツカウンスルは、障がい者がスポーツ施設のアクセスがより可能になるよう、障がい者を受け入れることのできる施設のためのマニュアルを作成した(文部科学省, 2011)。ドイツでは、障がいがある子どももないうちも一緒に学習に取り組むインクルーシブ教育が行われている。それに比べて日本はそのような環境が整っているとは言えない。障がい者がスポーツを十分にできる指導者や施設が不足している。一般の体育・スポーツ施設は、22万施設なのに対して、障がい者が優先的に利用できる施設は114施設である(笹川スポーツ財団, 2015)。さらに日本体育協会公認スポーツ指導者は約43万人だが、障がい者スポーツ指導者は約2万2千人であり、そのうち週1回以上の定期的な活動者は約1割である。

日本では国民が障がい者スポーツに触れる機会が少なく、そのため世間での障がい者スポーツへの関心が低いと考えられる。中村ら(2011)が「生涯にわたり、運動・スポーツに親しむためには、幼少年期の遊び・運動経験が必要である」と述べているように、幼少年期に当たり、国民全員が受ける義務教育の小中学生が障がい者スポーツを経験することが重要であると考えられる。そこで教育現場での指導者育成や子どもたちへの指導を充実させることで、それらの問題が改善されると考え、教育現場に焦点を当てた。

### 2. 障がい者スポーツ普及の現状

#### (1) 日本人の障がい者スポーツに対する意識の低さ

2012年8月20日、ロンドンオリンピック・パラリンピックの凱旋パレードが銀座で行われたが、そのパレードはパラリンピックの開催期間中に行われていた。また2016年のオリンピック・パラリンピックを東京で開催しようと誘致をした当初、「オリンピックを東京に、2016年！」とパラリンピックへ焦点を当てておらず社会的に問題となった。この二つの例から見た場合、日本の障がい者スポーツに対しての意識の低さがわかるだろう。

「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」の概要(内閣府政府広報室, 2015)によると81.9%が東京オリンピックに関心があり、51.2%が観戦に行きたいと回答した。これに対し、東京パラリンピックに関心があると回答したのが70.3%、観戦に行きたいと回答した

のは36.4%であり、関心はある程度あるが行動に移すまでの興味がないと推測される。また、障がい者自身がスポーツに関心がないという現状もある(文部科学省, 2015)。

この2つの問題は、幼少期に障がい者スポーツを体験する機会が少ないことが要因となっているのではないだろうか。子供の頃の身体を使った遊びの経験が、運動・スポーツ実施の持ち越しにつながると考えられる(中村・長野, 2011)。そのため、幼少期に近代スポーツとともに障がい者スポーツを体験することが望ましく、体験する場の1つに教育現場があげられる。

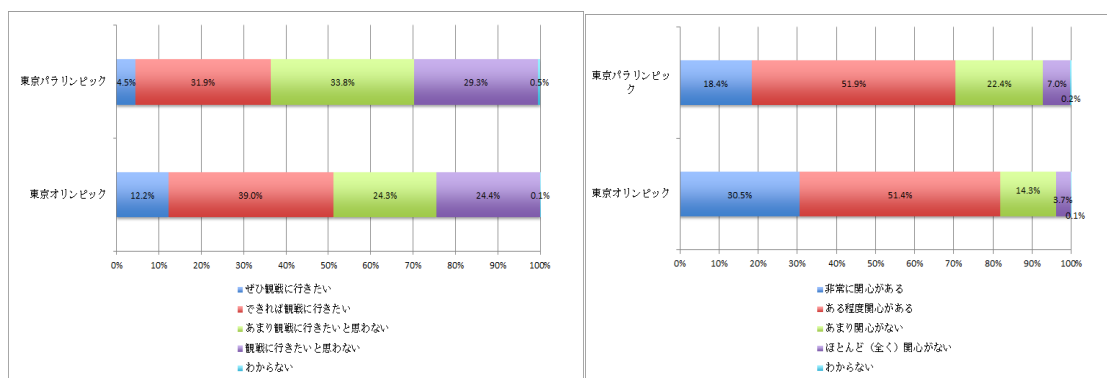


図1 東京オリンピック・パラリンピックへの関心度 図2 東京オリンピック・パラリンピックを観戦に行きたい  
(内閣府政府広報室 2015「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」より改変)

## (2) 日本の体育教育現場における障がい者スポーツの問題

学校教育においても障がいのある子どもとない子どもと一緒にスポーツを行ったり、障がい者アスリート等の体験を聞いたり、スポーツを通じた交流及び共同学習を推進することが求められる(文部科学省, 2016)。つまり、障がいのない子どもにもパラリンピック以外の競技も含めた障がい者スポーツに触れる機会が必要だ。しかし、現状としては、市や学校自らが体験会に申し込みをおこなわなければならないため、障がいのない子どもたち全員が障がい者スポーツを体験することが難しいのが現状である。また、指導者における課題は、障がい者スポーツに関する知識、技術、交流経験の不足(文部科学省, 2013)という点があり、障がい者スポーツの知識をもつ指導者が求められている。さらに、普通学校に通う障がいをもった子どもが体育の授業にうまく参加できないという現状がある。視覚障がいをもつ子どもが、障がいを理由に小学校の体育の授業に参加できなかった経験は、普通学校では「ある」が25.6%であった。また、中学校では19.4%、高校では29.2%と決して少ないとは言えない(文部科学省, 2015)。この結果から障がい者が原因で体育授業に参加できない子どもがいるということは明らかである。

## 3. 問題提起

現状から、障がい者スポーツに関する問題を2つ挙げる事ができる。

1つ目は、普通学校に通う障がいを持つ子どもが十分に体育の授業に参加できていないという問題がある。その原因は、教員が障がいを持つ子どもと持たない子どもが共に参加できる授業を実施できるだけの知識や技能を有していない点にある。2つ目は、障がいの有無に関わら

ず、国民が障がい者スポーツに触れることのできる機会が不足しているという問題がある。この問題は、障がい者スポーツに対する世間の関心の低さにつながってしまう。

#### 4. 提言

①現職の体育教員に対し、免許更新時に障がい者スポーツを学び、体験する場を設ける。

②中高保健体育や小学校の教員養成課程のカリキュラムに障がい者スポーツを学び、実際に指導をする実習を組み込む。

以上の政策を文部科学省に提言をする。

#### 5. 具体案

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて障がい者スポーツに関する様々な問題が緩和されると考えられる。さらに小学校は平成32年、中学校は平成33年の学習指導要領の改訂にも伴って、この政策が国民にとって障がい者スポーツをより身近に感じるきっかけとなる(文部科学省, 2015)。この動きに向けて、保健体育教員は教員同士で障がい者スポーツを体験する講義を受け、小学校教員と中高体育教員志望の大学生は、学校の講義で障がい者スポーツについて学び、実際に小学校もしくは中学校で実習を行う。

##### ①現職の体育教員が教員免許更新する場合

障がい者スポーツに関わる体育指導についての講義・体験を受ける。その後に実際に現場でできる点や工夫点など振り返りを行う。複数の教員で反省を共有し合い、講義・体験の充実を図る。

##### ②小学校教員、中高保健体育教員志望の大学生が実習を受ける場合

大学の講義で障がい者スポーツについて学ぶ。障がい者スポーツを実際に体験したり、学生同士で指導しあったりする。それらの学習が終了した学生が、中高保健体育の教員養成課程の者は、中学校へ、小学校の教員養成課程の者小中学校へ赴き、子どもたちに向けて指導を行う。3～5人の小グループの学生が小中学校へ障がい者スポーツをテーマに指導・体験する。

現在、日本では日本財団パラリンピックサポートセンターが主催する「あすチャレ！スクール」という活動で、小中高校生に対して障がい者スポーツを知ってもらう場を提供している。これは、パラリンピアンなどのアスリートを派遣し体験を通して障がい者スポーツの魅力や障がいへの気づき、理解を得てもらうためのものである。しかし、実施費用が一回につき30,000万円かかり、これを依頼した学校側が負担をする。

そこで本政策は、費用の削減とともに、小学校教員及び中高保健体育教員を目指す大学生に障がい者スポーツを学び指導する場をつくることで、双方に利益がもたらされると考える。

#### 6. 効果

この政策を実現させることの利点は3つ挙げられる。1つ目に、小中学生に障がい者スポーツ体験の場を提供することで、その関心をより高めることができる。この活動を続けていくことで、近い将来、現在よりも障がい者スポーツに対しての国民の関心を高めさせることが期待できる。

2つ目として、障がい者スポーツについて専門的な知識や技能を持った教員を育成することができる。講義だけでなく、実際に現場経験を積むことにより、正しい知識や指導方法を身に付けていくことが期待できる。3つ目に、現在の小学校教員及び中高保健体育教員が新たに障がい者スポーツについての知識を得ることにより、指導の幅を広げることができる。それにより、障がいの有無に関わらず、すべての児童や生徒が参加できる体育の授業の実現に近づく。

## 7. 展望

この政策が活発化すると多くの小中学校で障がい者スポーツが学習できることになる。また、障がい者スポーツを教える技術や手法を得た教員や障がい者スポーツ指導員が増え、各学校の授業がより充実すると考えられる。指導力のある教員が育つことで、2020年以降には、障がい者スポーツの学習を小中学校の体育や総合的な学習などの学習指導要領に取り入れることが可能になる。それが実現すると、障がい者スポーツが確実に学習できるような環境が整う。国民全員が受ける義務教育である小中学校の授業に障がい者スポーツを導入することで、障がい者スポーツへの関心が高まり、障がい者スポーツができる環境が整い、パラリンピック選手の誕生などの障がい者スポーツの発展が期待できる。

## 8. 文献

- ・小林伸行(2012)「障がい者スポーツの実践からシチズンシップ教育を考える」
- ・文部科学省(2011)「イギリス (UNITED KINGDOM) 面積：243,610 km<sup>2</sup> 人口：6,270 万人」
- ・文部科学省(2015)平成24年度文部科学省委託事業「地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究」
- ・内閣府政府広報室(2015)「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」
- ・文部科学省(2015)平成25年度文部科学省委託事業「健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業」
- ・中村和彦・長野康平(2011)「幼少年期の運動経験の持ち越しに関する研究」
- ・文部科学省(2013)平成25年度 文部科学省「『健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究）』報告書」
- ・文部科学省(2016)「障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議」「平成28年度文部科学関係予算(案)のポイント」
- ・文部科学省(2015)「次期学習指導要領改訂に関する今後のスケジュール(予定)」
- ・日本財団パラリンピックサポートセンター ニュース&トピックス
- ・「あすチャレ! スクール」ホームページ